

Ⅱ 水道用水供給事業編

1	水道用水供給事業の概要	—	9
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	—	11
3	水質監視・検査地点、水質検査項目及び検査頻度	—	14
4	別表	—	19

(2) 浄水場の名称と浄水方法

大阪広域水道企業団の水道用水供給事業には、3か所の浄水場（村野浄水場、庭窪浄水場、三島浄水場）があり、合計 233 万 m^3 /日の給水能力を有しています。

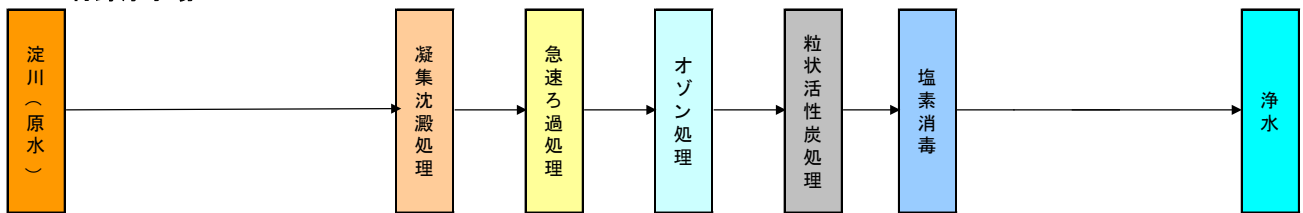
- 村野浄水場は、水道用水供給事業のおよそ 8 割の水を作る浄水場です。
- 庭窪浄水場は、昭和 26 年に給水を開始した浄水場ですが、全面的な更新を行い耐震化が図られています。
- 三島浄水場は、生物処理、凝集沈澱処理を行う三島浄水施設と、急速ろ過以降の処理を行う万博公園浄水施設の 2 つの施設から成り立ちます。

	村野浄水場	庭窪浄水場	三島浄水場
所在地	枚方市村野高見台 7-2	守口市大庭町 2-30-18	(三島浄水施設) 摂津市一津屋 3-1-1 (万博公園浄水施設) 吹田市千里万博公園 5-3
水源	淀川（表流水）	淀川（表流水）	淀川（表流水）
取水地点	磯島（枚方市、淀川左岸）	大庭（守口市、淀川左岸）	一津屋（摂津市、淀川右岸）
給水開始	1963 年（昭和 38 年）	1951 年（昭和 26 年）	1990 年（平成 2 年）
公称施設能力*1 (m^3 /日)	1,797,000	203,000	330,000
一日最大送水量*2 (m^3 /日)	1,179,090 (令和 3 年 11 月 29 日)	167,710 (令和 4 年 1 月 25 日)	233,550 (令和 3 年 5 月 23 日)
一日平均送水量*2 (m^3 /日)	1,054,091	145,038	205,749

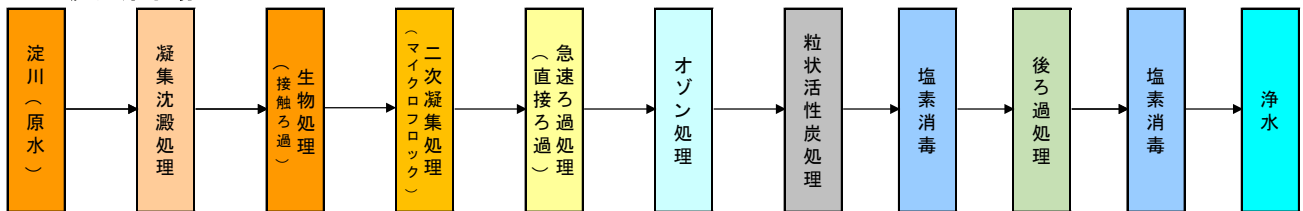
*1 令和 5 年 3 月末現在、*2 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月の実績

《浄水方法》

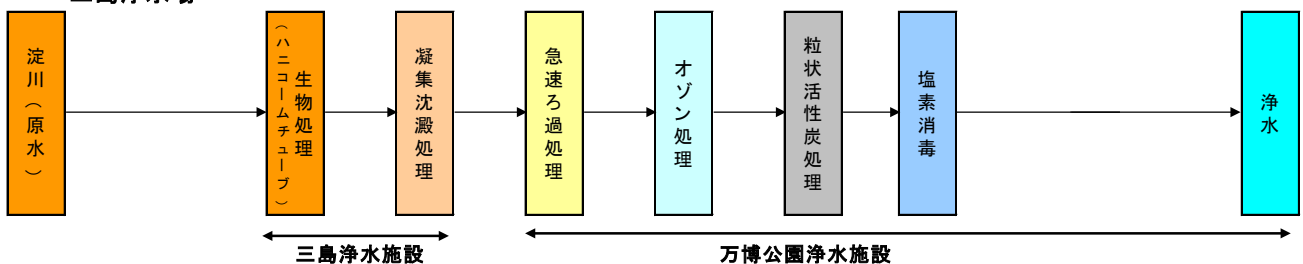
◆ 村野浄水場



◆ 庭窪浄水場



◆ 三島浄水場



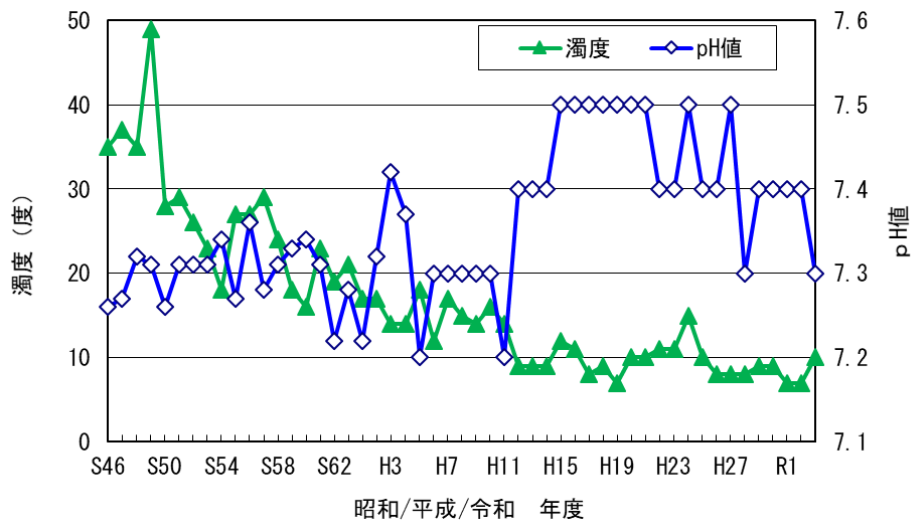
2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 原水の水質状況

琵琶湖・淀川水系は、近畿圏に住む約1,700万人の水道水源です。この流域では、生活排水や産業排水が流入する河川の水を再び取水するといった水の反復利用が繰り返し行われているため、水質の汚濁や汚染を受けやすい河川となっています。

近年約20年間は、原水水質が過去と比べて、濁度が低く、pH値が高い水準で推移しているため(図1)、凝集処理において適正なpHの管理を行う必要性が生じています。

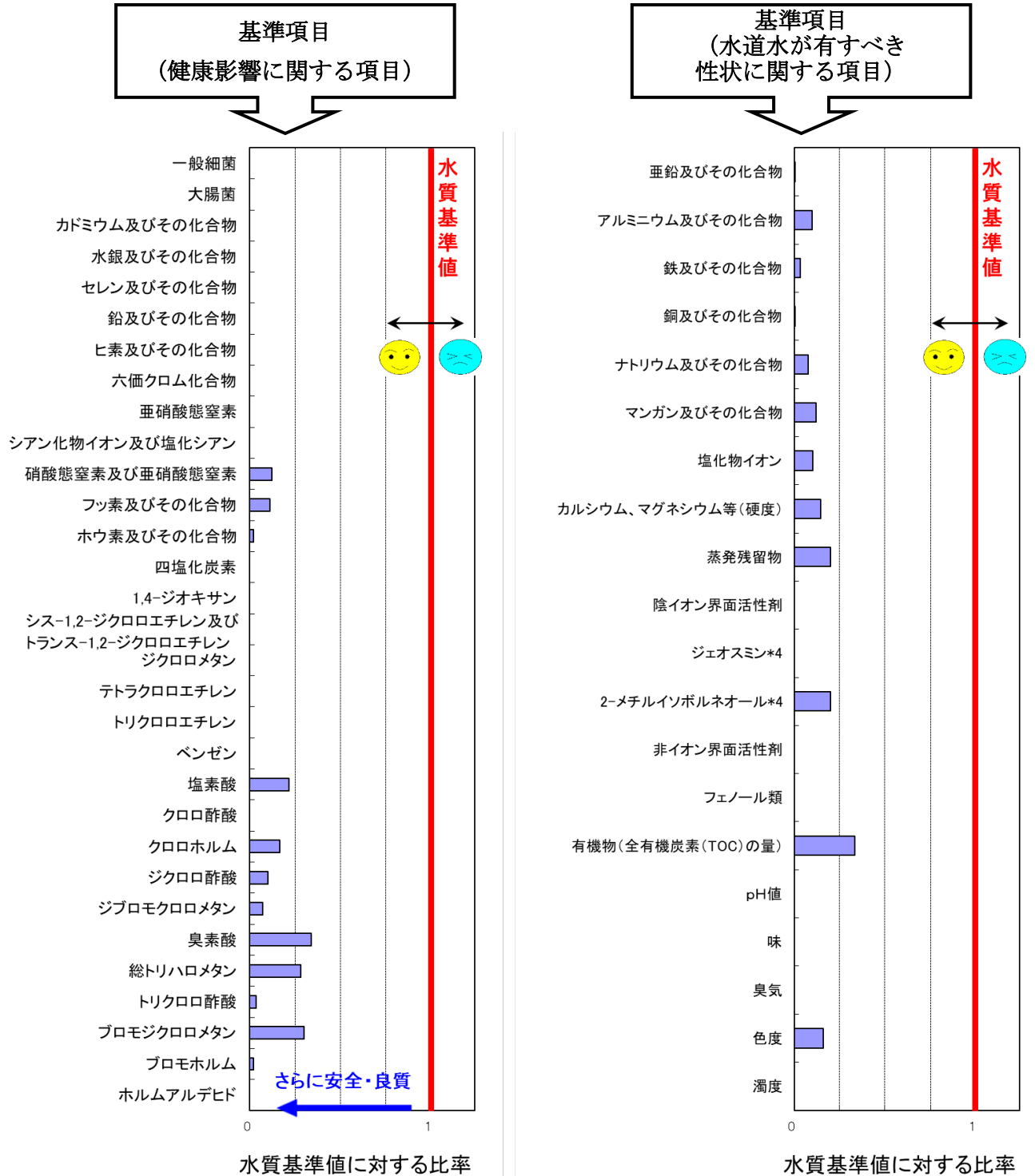
また、油の流出や魚浮上などの水質汚染事故は毎年発生しており(図2)、原水の水質については、安定した浄水処理を行っていく上で常に監視を行っていく必要があります。さらに、平成24年度に利根川水系で発生した水質事故の原因物質であるヘキサメチレンテトラミン(塩素処理により、水質基準項目であるホルムアルデヒドを生成する物質)や令和2年度から水質管理目標設定項目に追加されたペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)など、新たな水質汚染物質についても留意する必要があります。



(2) 水道水の水質状況

大阪広域水道企業団の水道用水供給事業では、すべての浄水場でオゾン処理及び粒状活性炭処理を、さらに庭窪浄水場と三島浄水場には生物処理を導入し、全量を高度浄水処理水として供給しています。大阪広域水道企業団の水道水（水道用水）は、すべての水道水質基準項目について基準値*3を満足しています（図3）。

*3 水道水質基準項目と基準値については参考資料3に掲載しています。



*4 ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、浄水場出口の値を含みます。

図3 基準項目の令和3年度の年間最大値（送水系）

(3) 水質管理上の留意点

送水系、浄水場出口（浄水）、浄水場入口（原水）での過去3年間の検出状況（別表1）や水源の状況等をふまえて、浄水処理に当たって留意すべき項目を表1に示します。

表1 浄水処理に当たって留意すべき項目

留意すべき項目	備 考
かび臭物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）	琵琶湖の富栄養化により発生する藻類に起因する。異臭の原因になる。低水温期には水温に伴う処理性低下により、水源で濃度が増加した場合、浄水に残留するおそれがある。
プランクトン	湖沼等で発生する。浄水処理に影響する場合がある。
マンガン	降雨の後、水源での濃度が上昇する。水道水の着色原因の一つ。
色度	降雨の後、水源で上昇する。浄水処理不良や水源の金属類等の汚染により、処理水が着色するおそれがある。水道水の基礎的性状項目。
濁度	降雨の後、水源で上昇する。浄水処理不良により、処理水に濁りが残るおそれがある。水道水の基礎的性状項目。
総トリハロメタン	浄水場での塩素処理により生成する。送水の過程で増加する。
塩素酸	浄水場での塩素注入に起因して検出される。送水の過程での塩素注入により増加する場合がある。
臭素酸	浄水場でのオゾン処理により生成する。
一般細菌	水道水の細菌汚染の一般的な指標である。水質基準値以下ではあるが、浄水及び送水において検出される場合があり、粒状活性炭吸着池からの微粉炭や微小生物等の漏出が原因と考えられる。
残留塩素	法令で保持するよう定められている。必要な塩素注入量は原水水質に依存する。送水の過程で減少する。

3. 水質監視・検査地点、水質検査項目及び検査頻度

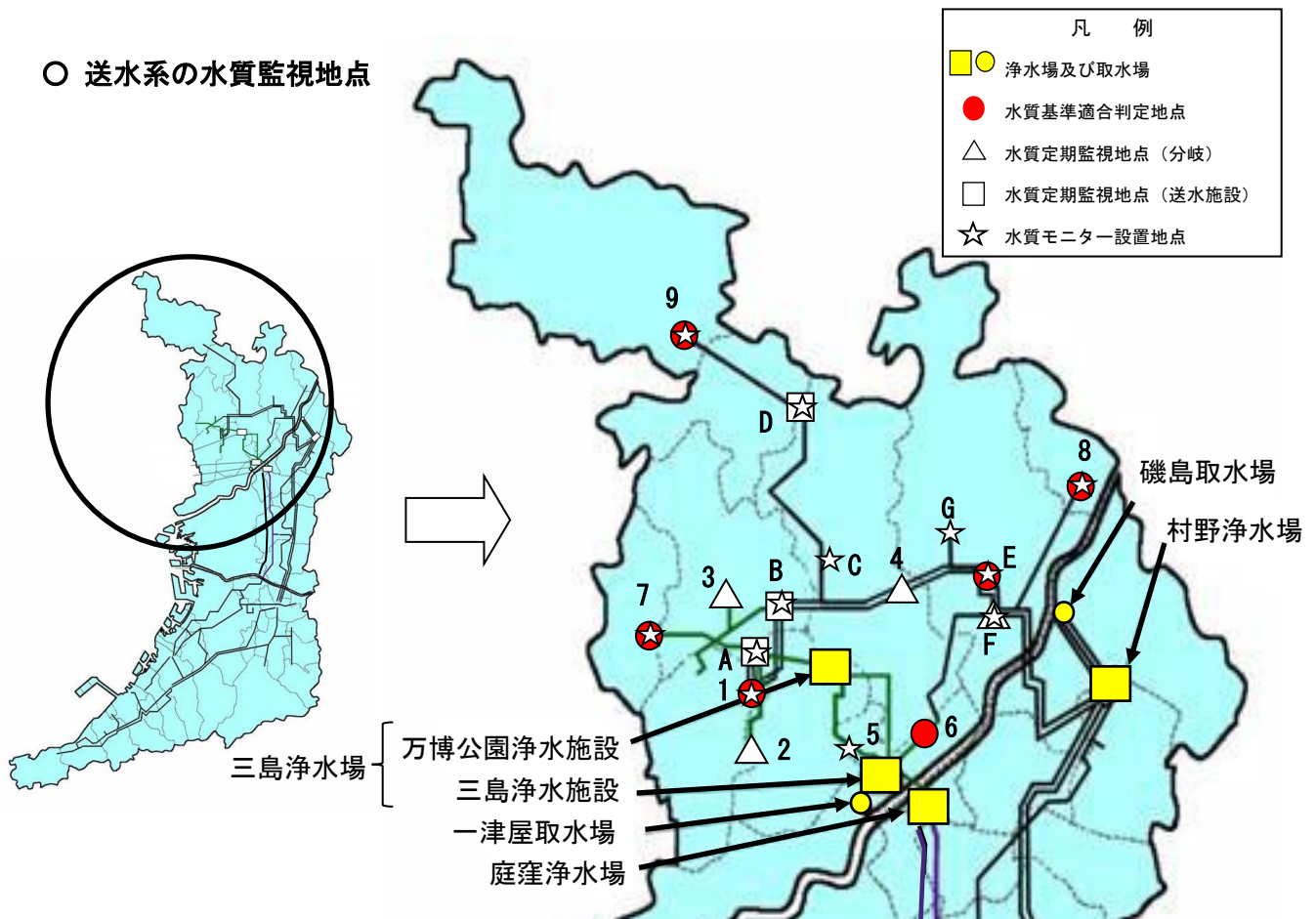
(1) 送水系

1) 水質監視・検査地点 (別表2)

[水質監視・検査地点の分類]

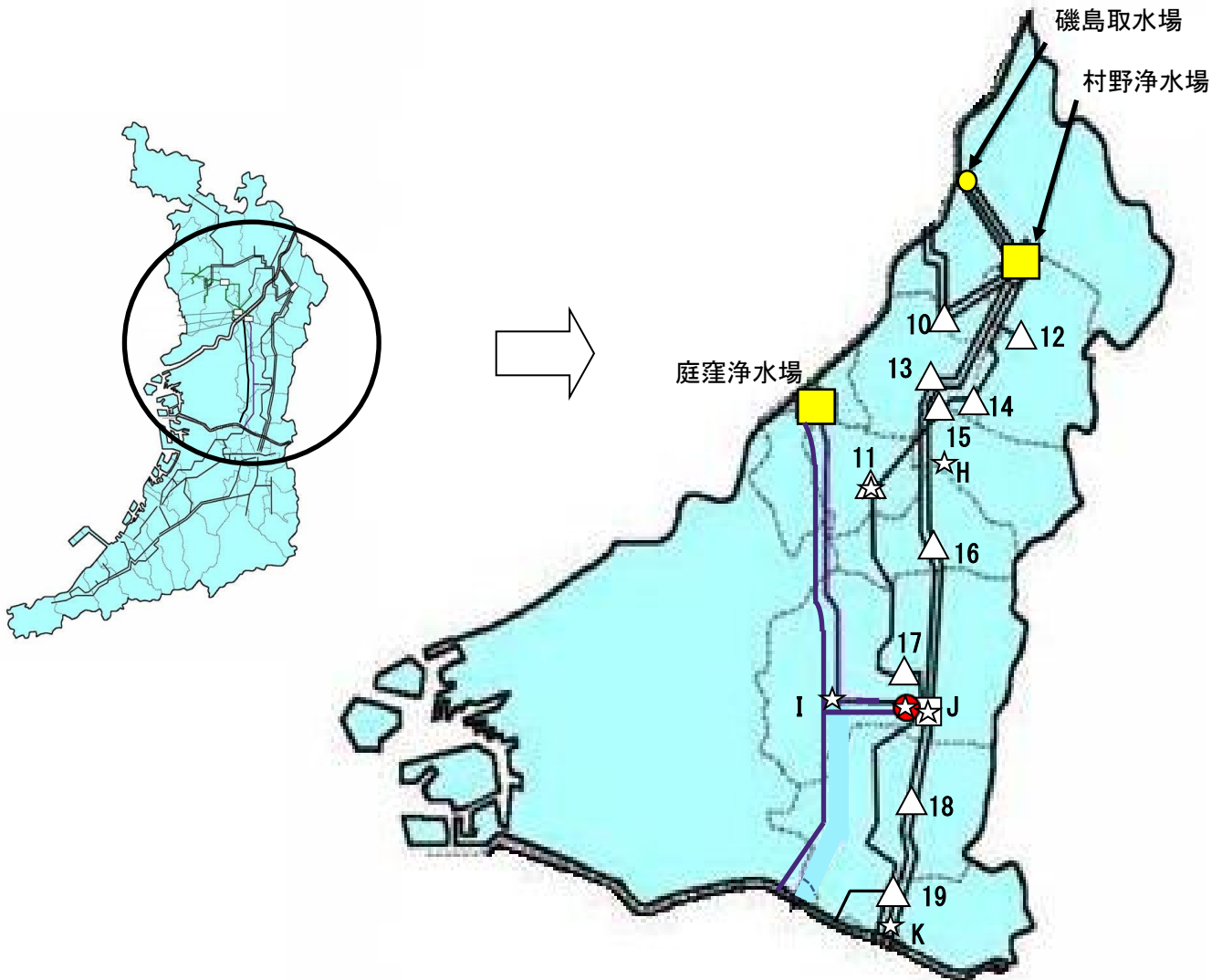
水質基準適合判定地点 (15 地点)	水質基準に適合していることを確認する地点です。
水質定期監視地点 (38 地点)	送水過程での水質変化を把握し、水質基準適合判定地点を補完する地点です。
連続自動測定地点 (32 地点) (水質モニター設置箇所)	法定の毎日検査を行う連続監視地点です。 (うち 20 地点は水質基準適合判定地点、水質定期監視地点を兼ねる)

○ 送水系の水質監視地点



分岐	送水施設
<u>1. 柿ノ木 (豊中市)</u>	A. 千里浄水池
<u>2. 寺内 (豊中市)</u>	B. 小野原ポンプ場
<u>3. 芝 (箕面市)</u>	C. 彩都ポンプ場
<u>4. 十日市 (茨木市)</u>	D. 多留見浄水池
<u>5. 三島 (摂津市)</u>	E. 郡家ポンプ場
<u>6. 鳥飼下 (摂津市)</u>	F. 高槻立坑
<u>7. 畑 (池田市)</u>	G. 奈佐原浄水池
<u>8. 水無瀬 (島本町)</u>	
<u>9. 野間中 (能勢町)</u>	

下線は水質基準適合判定地点

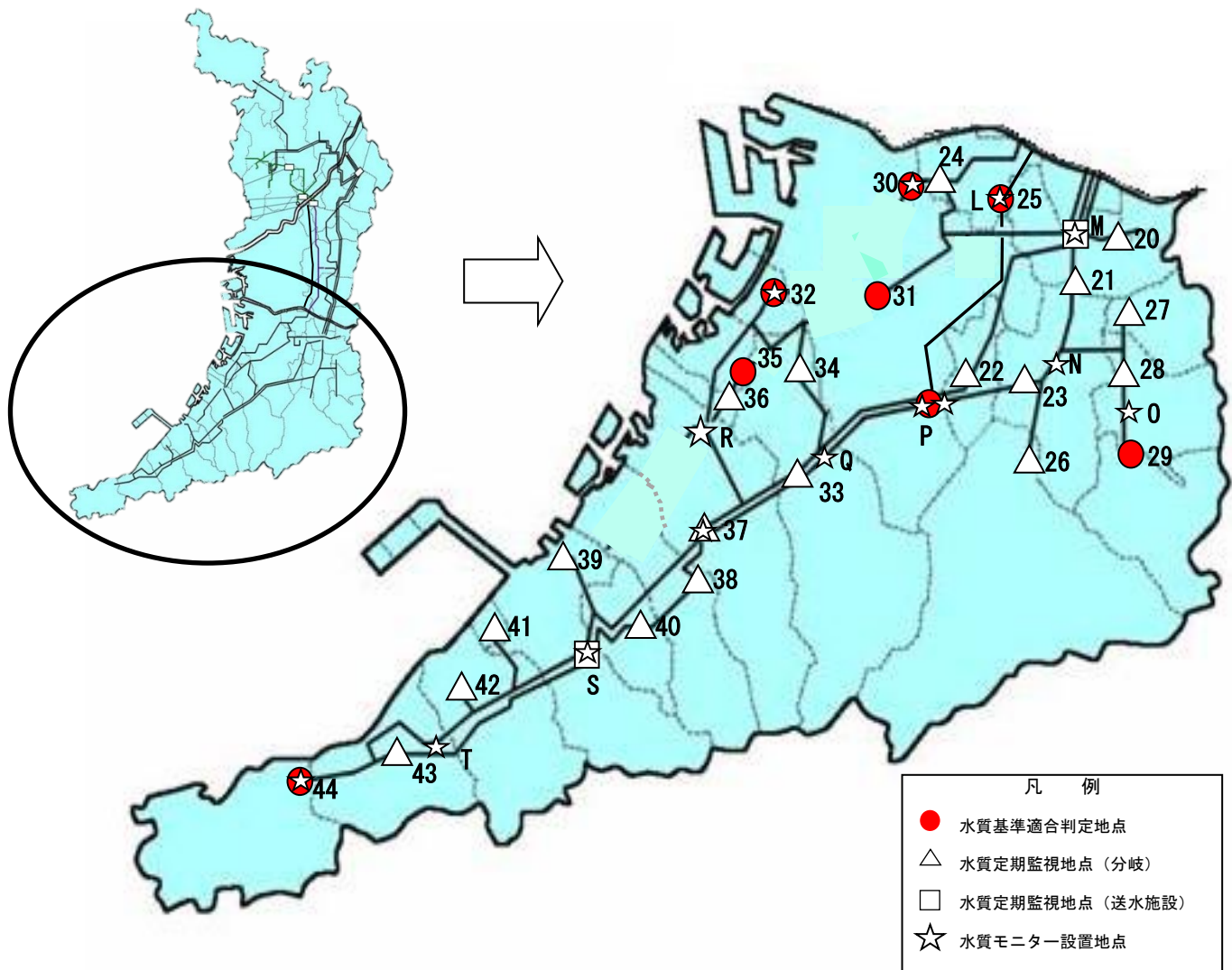


凡 例

	浄水場及び取水場
	水質基準適合判定地点
	水質定期監視地点 (分岐)
	水質定期監視地点 (送水施設)
	水質モニター設置地点

分岐	送水施設
10. 香里 (枚方市)	H. 四條畷ポンプ場
11. 上馬伏 (門真市)	I. 旧布施ポンプ場
12. 茄子作 (交野市)	J. 枚岡ポンプ場
13. 高宮 (寝屋川市)	K. 藤井寺ポンプ場
14. 寝屋 (寝屋川市)	
15. 砂 (四條畷市)	
16. 寺川 (大東市)	
17. 水走 (東大阪市)	
18. 高安 (八尾市)	
19. 柏原 (柏原市)	

下線は水質基準適合判定地点



分岐		送水施設
20. 道明寺 (藤井寺市)	33. 万町 (和泉市)	L. 松原ポンプ場
21. 西浦 (羽曳野市)	34. 山荘 (和泉市)	M. 美陵ポンプ場
22. 池之原 (大阪狭山市)	35. <u>豊中 (泉大津市)</u>	N. 富田林ポンプ場
23. 廿山 (富田林市)	36. 北出 (忠岡町)	O. 河南加圧ポンプ場
24. 我堂 (松原市)	37. 流木 (岸和田市)	P. <u>泉北浄水池</u>
25. <u>上田 (松原市)</u>	38. 三ツ松 (貝塚市)	Q. 和泉浄水池
26. 千代田 (河内長野市)	39. 中庄 (泉佐野市)	R. 岸和田連絡弁
27. 太子 (太子町)	40. 紺屋 (熊取町)	S. 泉佐野ポンプ場
28. 山城 (河南町)	41. 田尻 (田尻町)	T. 泉南浄水池
29. <u>川野辺 (千早赤阪村)</u>	42. 樽井 (泉南市)	
30. <u>浅香山 (堺市)</u>	43. 貝掛 (阪南市)	
31. <u>堀上 (堺市)</u>	44. <u>岬 (岬町)</u>	
32. 北 (高石市)		

下線は水質基準適合判定地点

2) 水質検査項目及び検査頻度

法令で1日1回以上の検査が定められている色、濁り、消毒の残留効果の確認について、連続自動測定機器（水質モニター）を活用して連続的に行います。また、電気伝導率、pH値、水温についても、連続監視を行います。

毎月検査については、法令に基づく水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目、要検討項目、一般項目について検査を行います（別表3）。

(2) 浄水場

1) 水質検査地点

浄水場での水質検査は浄水場の入口（原水）、浄水場内の各処理過程（生物処理水、沈澱水、砂ろ過水、オゾン処理水、粒状活性炭処理水、後ろ過水）、浄水場の出口（浄水）について行います。

2) 水質検査項目及び検査頻度

① 浄水場入口（原水）と浄水場出口（浄水）

水質基準項目及び水質管理目標設定項目などの検査を行います（別表3）。

② 浄水場内の各処理過程

安全で良質な水づくりをするために必要な項目について検査を行います。消毒副生成物項目（総トリハロメタン、臭素酸）、色項目（マンガン及びその化合物）、味覚項目（TOC）については月1回以上検査を、基礎的性状項目（pH値、色度、濁度）については週1回以上検査を行います。

3) 連続自動監視水質計器による水質監視

浄水場ではさまざまな連続自動監視水質計器（別表4）を用いて、浄水処理過程で水質の連続監視を行い、適切な水づくりに反映させます。また、有害物質の流入の監視は、ゆうきセンサー、コイセンサー、油膜検知器等により行います。



◇ゆうきセンサー
（ガスクロマトグラフ計による
一般有機化学物質の監視）



◇コイセンサー
（鯉の行動を利用した有害物質の監視）

4) 水道用薬品類等の品質試験

浄水処理に使用する薬品類・粒状活性炭について、品質検査を行います。

(3) 水源の水質監視

淀川は、木津川、宇治川、桂川の3つの河川が合流した河川ですが、それぞれの水質が異なるうえ、途中でいくつかの小河川が流入し、原水に複雑な影響を与えています。そのため、琵琶湖、淀川の主要な地点（別表5）で水質検査を行います。水源では、

- ① 富栄養化に関する項目
- ② 長期的な変化を把握する必要がある項目
- ③ 人為的汚染指標となる項目

について検査を行い、汚染状況を把握し安全で良質な水づくりに活かします（別表6）。



水質検査計画 水道用水供給事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 水質管理センター

電話：072-840-3183 FAX：072-840-2281

住所：〒573-0014 大阪府枚方市村野高見台 7-2

E-mail：suishitsu@sbox.wsa-osaka.jp

別表

別表 1	過去 3 年間の検出状況 (送水系、浄水場出口、浄水場入口)	—	20
別表 2	送水施設、送水系の分岐	—	26
別表 3	水質検査項目及び検査頻度	—	30
別表 4	浄水場の連続自動監視水質計器	—	38
別表 5	水源の採水地点	—	39
別表 6	水源の水質検査項目及び検査頻度	—	40

別表 1-1 (a) 過去 3 年間^{*1} の検出状況 (送水系：水質基準項目)

番号	項目	基準値 (mg/L)	過去 3 年間 最大値 (mg/L)	基準値との比較
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	81 集落/mL	基準値以下
基 02	大腸菌	検出されないこと	検出せず	基準に適合
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001 未満	基準値の 1/10 以下
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.36	
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.11	基準値の 1/10 以下
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.024	
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	
基 20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	
基 21	塩素酸	0.6 以下	0.13	基準値の 1/2 以下
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.001	基準値の 1/10 以下
基 23	クロロホルム	0.06 以下	0.016	基準値の 1/2 以下
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.005	基準値の 1/5 以下
基 25	ジブromokロロメタン	0.1 以下	0.011	
基 26	臭素酸	0.01 以下	0.0051	基準値以下
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.034	基準値の 1/2 以下
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003	基準値の 1/10 以下
基 29	ブromokロロメタン	0.03 以下	0.011	基準値の 1/2 以下
基 30	ブromokホルム	0.09 以下	0.003	基準値の 1/10 以下
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009	
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05	基準値の 1/2 以下
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.02	基準値の 1/10 以下
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.004	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	19.4	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.006	基準値の 1/5 以下
基 38	塩化物イオン	200 以下	20.4	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	44.3	
基 40	蒸発残留物	500 以下	108	基準値の 1/2 以下
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	基準値の 1/10 以下
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002	基準値の 1/5 以下
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	基準値の 1/10 以下
基 45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.1	基準値の 1/2 以下
基 47	pH 値	5.8~8.6	6.9~7.8 ^{*2}	基準値範囲内
基 48	味	異常でないこと	異常なし	基準に適合
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	
基 50	色度	5 度以下	0.8 度	基準値の 1/5 以下
基 51	濁度	2 度以下	0.1 度未満	基準値の 1/10 以下

*1 過去 3 年間とは平成 31 年度 (令和元年度) ~令和 3 年度のことを言います。

*2 基準値が範囲 (最小値~最大値) で定められているものについては、過去 3 年間の測定値の範囲を表記しています。

別表 1-1 (b) 過去3年間^{*1}の検出状況(送水系:水質管理目標設定項目)

番号	項目	目標値 (mg/L)	過去3年間 最大値 (mg/L)	目標値との比較
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	0.002 未満	目標値の 1/10 以下
目02	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0002 未満	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	0.002 未満	
目04	削除	削除	—	—
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	目標値の 1/10 以下
目06	削除	削除	—	—
目07	削除	削除	—	
目08	トルエン	0.4 以下	0.001	
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目10	亜塩素酸	0.6 以下	— ^{*2}	—
目11	削除	削除	—	
目12	二酸化塩素	0.6 以下	— ^{*2}	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	0.001	目標値の 1/10 以下
目14	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	0.003	目標値の 1/5 以下
目15	農薬類	1 以下 ^{*3}	0.00 ^{*4}	目標値の 1/10 以下
目16	残留塩素	1 以下	1.2	目標値超過
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	26.0~44.3 ^{*5}	目標値範囲内
目18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	0.006	目標値以下
目19	遊離炭酸	20 以下	7.4	目標値の 1/2 以下
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	0.001 未満	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	—	—
目23	臭気強度(TON)	3 以下	3	目標値以下
目24	蒸発残留物	30~200	55~108 ^{*5}	目標値範囲内
目25	濁度	1 度以下	0.1 度未満	目標値の 1/10 以下
目26	pH 値	7.5 程度	6.9~7.8 ^{*5}	目標値程度
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-2.0~-1.0 ^{*5}	目標値範囲外
目28	従属栄養細菌	2000 集落以下/mL (暫定)	23 集落/mL ^{*4}	目標値の 1/10 以下
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.001 未満	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	0.05	目標値の 1/2 以下
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	0.000018 ^{*4}	

*1 過去3年間とは平成31年度(令和元年度)~令和3年度のことを言います。

*2 浄水処理において二酸化塩素を使用していないので、検査を省略します。

*3 検出農薬の検出値と目標値の比を算出し、その総和が1以下であることを表します。農薬の検査状況については別表3をご参照ください。

*4 三島分岐、鳥飼下分岐、枚岡ポンプ場(庭窪系流入)、岬分岐の4地点での検査結果です。

*5 目標値が範囲(最小値~最大値)や概数(程度)で定められているものについては、過去3年間の測定値の範囲を表記しています。

別表 1-2 (a) 過去 3 年間*1 の検出状況 (浄水場出口 : 水質基準項目)

番号	項目	基準値 (mg/L)	過去 3 年間 最大値 (mg/L)	基準値との比較	
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	14 集落/mL	基準値の 1/5 以下	
基 02	大腸菌	検出されないこと	検出せず	基準に適合	
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001 未満	基準値の 1/10 以下	
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満		
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満		
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満		
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満		
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満		
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.40		基準値の 1/5 以下
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.12		基準値の 1/10 以下
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.024		
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満		
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満		
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満		
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満		
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満		
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満		
基 20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満		
基 21	塩素酸	0.6 以下	0.16	基準値の 1/2 以下	
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.001 未満	基準値の 1/10 以下	
基 23	クロロホルム	0.06 以下	0.010	基準値の 1/5 以下	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.001	基準値の 1/10 以下	
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.006		
基 26	臭素酸	0.01 以下	0.0060	基準値以下	
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.019	基準値の 1/5 以下	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.001 未満	基準値の 1/10 以下	
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.006	基準値の 1/5 以下	
基 30	ブロモホルム	0.09 以下	0.002	基準値の 1/10 以下	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満		
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.009		
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05	基準値の 1/2 以下	
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.01 未満	基準値の 1/10 以下	
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.002		
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	18.7		
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005		
基 38	塩化物イオン	200 以下	20.3	基準値の 1/5 以下	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	46.4	基準値の 1/2 以下	
基 40	蒸発残留物	500 以下	112		
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	基準値の 1/10 以下	
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満		
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002	基準値の 1/5 以下	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	基準値の 1/10 以下	
基 45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満		
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.0		
基 47	pH 値	5.8~8.6	6.7~7.6*2	基準値範囲内	
基 48	味	異常でないこと	異常なし	基準に適合	
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし		
基 50	色度	5 度以下	0.9 度	基準値の 1/5 以下	
基 51	濁度	2 度以下	0.1 度未満	基準値の 1/10 以下	

*1 過去 3 年間とは平成 31 年度 (令和元年度) ~令和 3 年度のことを言います。

*2 基準値が範囲 (最小値~最大値) で定められているものについては、過去 3 年間の測定値の範囲を表記しています。

別表 1-2 (b) 過去3年間*1の検出状況(浄水場出口:水質管理目標設定項目)

番号	項目	目標値 (mg/L)	過去3年間 最大値 (mg/L)	目標値との比較
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	0.002	目標値の 1/10 以下
目 02	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0002 未満	
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	0.002 未満	
目 04	削除	削除	—	—
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	目標値の 1/10 以下
目 06	削除	削除	—	—
目 07	削除	削除	—	
目 08	トルエン	0.4 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	0.001 未満	
目 10	亜塩素酸	0.6 以下	—*2	—
目 11	削除	削除	—	
目 12	二酸化塩素	0.6 以下	—*2	
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 14	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	0.001 未満	
目 15	農薬類	1 以下*3	0.00	
目 16	残留塩素	1 以下	1.3	目標値超過
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	35.7~46.4*4	目標値範囲内
目 18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	0.005	目標値の 1/2 以下
目 19	遊離炭酸	20 以下	8.2	
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	0.001 未満	
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	1.5	目標値の 1/2 以下
目 23	臭気強度(TON)	3 以下	3	目標値以下
目 24	蒸発残留物	30~200	68~112*4	目標値範囲内
目 25	濁度	1 度以下	0.1 度未満	目標値の 1/10 以下
目 26	pH 値	7.5 程度	6.7~7.6*4	目標値程度
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-2.2~-1.1*4	目標値範囲外
目 28	従属栄養細菌	2000 集落以下/mL (暫定)	4 集落/mL	目標値の 1/10 以下
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.001 未満	
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	0.05	目標値の 1/2 以下
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	0.000016	目標値の 1/2 以下

*1 過去3年間とは平成31年度(令和元年度)~令和3年度のことを言います。

*2 浄水処理において二酸化塩素を使用していないので、検査を省略します。

*3 検出農薬の検出値と目標値の比を算出し、その総和が1以下であることを表します。農薬の検査状況については別表3をご参照ください。

*4 目標値が範囲(最小値~最大値)や概数(程度)で定められているものについては、過去3年間の測定値の範囲を表記しています。

別表 1-3 (a) 過去 3 年間*1 の検出状況 (浄水場入口 : 水質基準項目)

番号	項目	水道水質基準値 (mg/L)	過去 3 年間 最大値 (mg/L)	水道水質基準値との比較
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	180,000 集落/mL	基準値超過
基 02	大腸菌	検出されないこと	31,000 MPN/100mL	
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001 未満	基準値の 1/10 以下
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.002	基準値の 1/5 以下
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	基準値の 1/10 以下
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.038	基準値以下
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	基準値の 1/10 以下
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.46	基準値の 1/5 以下
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.13	
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.026	基準値の 1/10 以下
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	
基 20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	
基 21	塩素酸	0.6 以下	0.02	
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.001 未満	
基 23	クロロホルム	0.06 以下	0.001 未満	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.001 未満	
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001 未満	
基 26	臭素酸	0.01 以下	0.0005 未満	
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.001 未満	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.001 未満	
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.001 未満	
基 30	ブロモホルム	0.09 以下	0.001 未満	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.011	基準値超過
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1.28	
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.83	基準値の 1/10 以下
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.004	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	14.6	基準値超過
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.173	
基 38	塩化物イオン	200 以下	16.6	基準値の 1/10 以下
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	46.3	基準値の 1/5 以下
基 40	蒸発残留物	500 以下	128	基準値の 1/2 以下
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	基準値の 1/10 以下
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000070	基準値超過
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000034	基準値超過
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005	基準値の 1/2 以下
基 45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	基準値の 1/10 以下
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	3.7	基準値超過
基 47	pH 値	5.8~8.6	6.9~7.7*2	基準値範囲内
基 48	味	異常でないこと	—*3	—
基 49	臭気	異常でないこと	厨芥臭	基準値外
基 50	色度	5 度以下	200 度	基準値超過
基 51	濁度	2 度以下	200 度	

*1 過去 3 年間とは平成 31 年度 (令和元年度) ~令和 3 年度のことを言います。

*2 基準値が範囲 (最小値~最大値) で定められているものについては、過去 3 年間の測定値の範囲を表記しています。

*3 測定対象外。

別表 1-3 (b) 過去 3 年間^{*1} の検出状況 (浄水場入口 : 水質管理目標設定項目)

番号	項目	水質管理目標値 (mg/L)	過去 3 年間 最大値 (mg/L)	水質管理目標値との比較
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	0.002 未満	目標値の 1/10 以下
目 02	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0002 未満	
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	0.002 未満	
目 04	削除	削除	—	—
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004 未満	目標値の 1/10 以下
目 06	削除	削除	—	—
目 07	削除	削除	—	
目 08	トルエン	0.4 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	0.001 未満	
目 10	亜塩素酸	0.6 以下	— ^{*2}	—
目 11	削除	削除	—	
目 12	二酸化塩素	0.6 以下	— ^{*2}	
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 14	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	0.001 未満	
目 15	農薬類	1 以下 ^{*3}	0.24	目標値の 1/2 以下
目 16	残留塩素	1 以下	— ^{*2}	—
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	33.4~46.3 ^{*4}	目標値範囲内
目 18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	0.173	目標値超過
目 19	遊離炭酸	20 以下	— ^{*2}	—
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	0.001 未満	
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	25.9	目標値超過
目 23	臭気強度(TON)	3 以下	— ^{*2}	—
目 24	蒸発残留物	30~200	72~128 ^{*4}	目標値範囲内
目 25	濁度	1 度以下	200 度	目標値超過
目 26	pH 値	7.5 程度	6.9~7.7 ^{*4}	目標値程度
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	— ^{*2}	—
目 28	従属栄養細菌	2000 集落以下/mL (暫定)	— ^{*2}	—
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.001 未満	目標値の 1/10 以下
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	1.28	目標値超過
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	0.000017	目標値の 1/2 以下

*1 過去 3 年間とは平成 31 年度 (令和元年度) ~令和 3 年度のことを言います。

*2 測定対象外。

*3 検出農薬の検出値と目標値の比を算出し、その総和が 1 以下であることを表します。農薬の検査状況については別表 3 をご参照ください。

*4 目標値が範囲 (最小値~最大値) や概数 (程度) で定められているものについては、過去 3 年間の測定値の範囲を表記しています。

別表 2-1 送水施設

施設名	番号	浄水場 系統	水質基準 適合判定 地点	水質定期 監視地点	連続自動 測定地点 (水質モニター)	備 考
千里浄水池	A	三島+村野		●	●	
小野原ポンプ場	B	村野		●	●	
彩都ポンプ場	C	村野			●	
佐保ポンプ場		村野				
泉原ポンプ場		村野				
多留見浄水池	D	村野		●	●	追加塩素注入地点
野間口加圧ポンプ場		村野				
郡家ポンプ場	E	村野	●		●	追加塩素注入地点
高槻ポンプ場		村野				
高槻立坑	F	村野		●	●	
奈佐原浄水池	G	村野			●	
四條畷ポンプ場	H	村野			●	
旧布施ポンプ場	I	庭窪			●	
枚岡ポンプ場(4拡出口)	J	村野+庭窪		●	●	
枚岡ポンプ場(庭窪系流入)		庭窪	●		●	
藤井寺ポンプ場	K	村野+庭窪			●	
松原ポンプ場	L	村野	(●)*		●	
美陵ポンプ場	M	村野		●	●	
富田林ポンプ場	N	村野+庭窪			●	
河南加圧ポンプ場	O	村野+庭窪			●	
狭山ポンプ場		村野				
泉北浄水池(流入)	P	村野+庭窪			●	追加塩素注入地点
泉北浄水池(流出)		村野+庭窪	●		●	
和泉浄水池	Q	村野+庭窪			●	
岸和田連絡弁	R	村野+庭窪			●	
泉佐野ポンプ場	S	村野+庭窪		●	●	
泉南浄水池	T	村野+庭窪			●	

* 水質基準適合判定地点としては「上田分岐(松原市)」であるが、松原ポンプ場と同一地点。

別表 2-2 送水系の分岐（北部）

市町村名	分岐		浄水場 系統	水質基準 適合判定 地点	水質定期 監視地点	連続自動 測定地点 (水質モニター)	基準適合 参考地点*	
	地点名	番号					水道用水供給 事業施設	分岐
豊中市	柿ノ木	1	村野	●		●		
	稲		三島+村野					畑
	新柿ノ木		三島+村野					畑
	千里(寺内)	2	三島+村野		●			畑
箕面市	芝	3	三島+村野		●			畑
	西宿		三島+村野					畑
	桜ヶ丘		三島+村野					畑
	新家		村野				郡家ポンプ場	柿ノ木
	川合		村野				郡家ポンプ場	柿ノ木
	余野		村野				郡家ポンプ場	野間中
	吹田市	千里(寺内)		豊中市 千里(寺内)に同じ				
茨木市	十日市	4	村野		●		郡家ポンプ場	柿ノ木
	奈佐原		村野				郡家ポンプ場	柿ノ木
	南春日丘西		三島				万博出口	鳥飼下
	彩都		村野				郡家ポンプ場	野間中
	泉原		村野				郡家ポンプ場	野間中
	上音羽		村野				郡家ポンプ場	野間中
高槻市	冠		村野				村野出口	水無瀬
	郡家		村野				郡家ポンプ場	柿ノ木
	奈佐原		村野				郡家ポンプ場	柿ノ木
	五領		村野				村野出口	水無瀬
摂津市	三島	5	三島			●	万博出口	鳥飼下
	鳥飼下	6	三島	●				
	味舌		三島				万博出口	鳥飼下
池田市	畑	7	三島+村野	●		●		
島本町	水無瀬	8	村野	●		●		
豊能町	木代		村野				郡家ポンプ場	野間中
	余野		村野				郡家ポンプ場	野間中
	野間口		村野				郡家ポンプ場	野間中
能勢町	野間中	9	村野	●		●		

* 各分岐の水質基準適合判定に参考となる地点（水道用水供給事業施設又は分岐）を示します。

別表 2-3 送水系の分岐（東部）

市町村名	分岐		浄水場 系統	水質基準 適合判定 地点	水質定期 監視地点	連続自動 測定地点 (水質モニター)	基準適合 参考地点*	
	地点名	番号					水道用水供給 事業施設	分岐
枚方市	香里	10	村野		●		村野出口	水無瀬
	新村野		村野				村野出口	上田
守口市	大日		庭窪				庭窪出口 枚岡ポンプ場 (庭窪系流入)	
	寺方		庭窪				庭窪出口 枚岡ポンプ場 (庭窪系流入)	
門真市	上馬伏	11	村野		●	●	村野出口	上田
	三番		庭窪				庭窪出口 枚岡ポンプ場 (庭窪系流入)	
交野市	茄子作	12	村野		●		村野出口	浅香山
寝屋川市	高宮	13	村野		●		村野出口	浅香山
	寝屋	14	村野		●		村野出口	上田
	たち川		村野				村野出口	浅香山
四條畷市	砂	15	村野		●		村野出口	浅香山
	四條畷		村野				村野出口	浅香山
大東市	寺川	16	村野		●		村野出口	浅香山
	灰塚		村野				村野出口	上田
	深野		村野				村野出口	浅香山
東大阪市	新上小阪		庭窪				庭窪出口 枚岡ポンプ場 (庭窪系流入)	
	水走	17	村野		●		村野出口	浅香山
	池島		村野				村野出口	上田
	菱屋西		庭窪				庭窪出口 枚岡ポンプ場 (庭窪系流入)	
	中石切		村野				村野出口	浅香山
八尾市	高安	18	村野		●		村野出口	上田
	八尾木		村野				村野出口	上田
柏原市	柏原	19	村野+庭窪		●			川野辺

* 各分岐の水質基準適合判定に参考となる地点（水道用水供給事業施設又は分岐）を示します。

別表 2-4 送水系の分岐（南部）

市町村名	分岐		浄水場 系統	水質基準 適合判定地点	水質定期 監視地点	連続自動測定地点 (水質モニター)	基準適合 参考地点 ^{*1}	
	地点名	番号					水道用水供給事業施設	分岐
柏原市	円明		村野				村野出口	浅香山
藤井寺市	道明寺	20	村野		●		村野出口	浅香山
	野中		村野				村野出口	浅香山
羽曳野市	西浦	21	村野+庭窪		●			川野辺
	伊賀		村野				村野出口	浅香山
大阪狭山市	池之原	22	村野		●		村野出口	浅香山
	今熊		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	大野台		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
富田林市	甘山	23	村野+庭窪		●			川野辺
	五軒家		村野				村野出口	浅香山
	須賀		村野+庭窪					川野辺
	楠風台		村野+庭窪					川野辺
松原市	我堂	24	村野		●		村野出口	浅香山
	三宅		村野				村野出口	浅香山
	丹南		村野				村野出口	浅香山
	上田	25	村野	●		(●) ^{*2}		
河内長野市	千代田	26	村野+庭窪		●			川野辺
太子町	太子	27	村野+庭窪		●			川野辺
河南町	山城	28	村野+庭窪		●			川野辺
	白木		村野+庭窪					川野辺
千早赤阪村	川野辺	29	村野+庭窪	●				
堺市	浅香山	30	村野	●		●		
	堀上	31	村野	●				
	岩室		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	梅		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	小平尾		村野				村野出口	浅香山
	陶器山		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
高石市	北	32	村野+庭窪	●		●		
	綾井		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	北
	取石		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	北
和泉市	万町	33	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
	山荘	34	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	北
	伏屋		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	室堂		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
泉大津市	豊中	35	村野+庭窪	●				
	南曾根		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	北
忠岡町	北出	36	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	豊中
岸和田市	流木	37	村野+庭窪		●	●	泉北浄水池(流出)	岬
	今木		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	豊中
	赤山		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	光明		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
貝塚市	三ツ松	38	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
	東山		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
泉佐野市	中庄	39	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
	泉ヶ丘		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	新日根野		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
熊取町	希望が丘		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	紺屋	40	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
田尻町	田尻	41	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
	吉見		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
泉南市	樽井	42	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
	泉南新家		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	六尾		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
阪南市	貝掛	43	村野+庭窪		●		泉北浄水池(流出)	岬
	石田		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	箱ノ浦		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	箱作		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
	自然田		村野+庭窪				泉北浄水池(流出)	岬
岬町	岬	44	村野+庭窪	●		●		

*1 各分岐の水質基準適合判定に参考となる地点（水道用水供給事業施設又は分岐）を示します。

*2 連続自動測定地点としては「松原ポンプ場」であるが、上田分岐と同一地点。

別表3-1(a) 水質検査項目及び検査頻度(水質基準項目)

番号	項目	分類	水道水質基準値(mg/L)	法令に基づく検査回数*1	検査頻度(回/年)				注釈	
					送水系		浄水場			
					水質基準適合判定地点	水質定期監視地点	出口(浄水)	入口(原水)		
基01	一般細菌	病原生物	100集落以下/mL	年12回	12	12	毎週	12	*2	
基02	大腸菌		検出されないこと		12	12	毎週	12		
基03	カドミウム及びその化合物	金属	0.003以下	年4回	4		4	4		
基04	水銀及びその化合物		0.0005以下		4		4	4		
基05	セレン及びその化合物		0.01以下		4		4	4		
基06	鉛及びその化合物		0.01以下		4		4	4		
基07	ヒ素及びその化合物		0.01以下		4		4	4		
基08	六価クロム化合物		0.02以下		4		4	4		
基09	亜硝酸態窒素		0.04以下		4		12	12		*3
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	無機物質	0.01以下		4		4	4		*3
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10以下		4		12	12		
基12	フッ素及びその化合物		0.8以下		4		4	4		
基13	ホウ素及びその化合物	金属	1.0以下		4		4	4		
基14	四塩化炭素	一般有機化学物質	0.002以下		4		4	4		
基15	1,4-ジオキサン		0.05以下	4		4	4			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	4		4	4			
基17	ジクロロメタン		0.02以下	4		4	4			
基18	テトラクロロエチレン		0.01以下	4		4	4			
基19	トリクロロエチレン		0.01以下	4		4	4			
基20	ベンゼン		0.01以下	4		4	4			
基21	塩素酸		消毒副生成物	0.6以下	4		12	12	*4	
基22	クロロ酢酸			0.02以下	4		4	4	*5	
基23	クロロホルム			0.06以下	12	12	12	12		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下		4		4	4	*5		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		12	12	12	12			
基26	臭素酸	0.01以下		4		12	12	*4		
基27	総トリハロメタン	0.1以下		12	12	12	12	*5		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下		4		4	4	*5		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		12	12	12	12			
基30	ブロモホルム	0.09以下		12	12	12	12			
基31	ホルムアルデヒド		0.08以下	4		4	4			
基32	亜鉛及びその化合物	金属	1.0以下	4		4	4			
基33	アルミニウム及びその化合物		0.2以下	4		12	12		*6	
基34	鉄及びその化合物		0.3以下	4		4	4			
基35	銅及びその化合物		1.0以下	4		4	4			
基36	ナトリウム及びその化合物	味覚	200以下	4		4	4	*7		
基37	マンガン及びその化合物	色	0.05以下	12		12	12			
基38	塩化物イオン	味覚	200以下	年12回	12		12	12		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300以下	年4回	4		4	4		
基40	蒸発残留物		500以下		4		4	4		
基41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2以下	4		4	4			

別表3-1 (b) 水質検査項目及び検査頻度(水質基準項目)

番号	項目	分類	水道水質基準値(mg/L)	法令に基づく検査回数*1	検査頻度(回/年)				注釈
					送水系		浄水場		
					水質基準適合判定地点	水質定期監視地点	出口(浄水)	入口(原水)	
基 42	ジェオスミン	かび臭物質	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	12		18 12	18 12	*8
基 43	2-メチルイソボルネオール		0.00001 以下		12		18 12	18 12	
基 44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02 以下	年 4 回	4		4	4	
基 45	フェノール類	におい	0.005 以下		4		4	4	
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味覚	3 以下	年 12 回	12	12	12	12	
基 47	pH 値	基礎的性状	5.8~8.6		12	12	毎日*12	毎日*12	*9
基 48	味		異常でないこと		12	12	毎日*12	—	*10
基 49	臭気		異常でないこと		12	12	毎日*12	毎日*12	
基 50	色度		5 度以下		12	12	毎日*12	毎日*12	*11
基 51	濁度		2 度以下		12	12	毎日*12	毎日*12	

*1 詳細は参考資料1をご参照ください。

*2 浄水場出口では塩素消毒が確実に実行されていることを確認するため、頻度を高めて毎週とします。

*3 浄水場の出口と入口では生物処理や塩素処理が良好に機能していることを確認するため、頻度を高めて年 12 回とします。

*4 水温の高い時期に濃度が高くなり、さらに追加塩素の注入で濃度が増える傾向がありますが、送水系では年間の変動状況が明らかであることから、年 4 回(年間の最高値が測定される時期を含む)とします。濃度が塩素注入やオゾン注入で変化するため、それらの操作に反映させる必要性から、浄水場の出口と入口では、年 12 回とします。

*5 水温の高い時期に濃度が高くなり、さらに追加塩素の注入で濃度が増加する傾向があることから、送水系では頻度を高めて年 12 回とします。また、浄水のトリハロメタンは降雨等の外的要因や水温の影響を受けて変動します。浄水場での処理性能を把握するとともに、浄水場を出てからの濃度の増加量を正確に評価し、オゾンの注入操作や粒状活性炭の交換頻度の見直しに反映させるため、浄水場の出口と入口では、送水系での頻度と合わせ、年 12 回とします。

*6 アルミニウムは浄水処理で使用する凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)に含まれており、適切に注入が行われていれば問題が生じることがないものの、浄水場での凝集剤の注入で増加するため、浄水場では年 12 回とします。送水系では、浄水場で凝集剤の適切な注入が行われていれば問題が生じることがないことから、年 4 回とします。

*7 浄水場の出口と入口では、浄水処理が適切に行われマンガンの流出が抑えられていることを確認するため、頻度を高めて、年 12 回とします。送水系では管路内でのマンガンの挙動をみるため、浄水場の頻度と合わせ、年 12 回とします。

*8 送水系では、水源等の状況から検査を行う必要がないことが明らかであるときは、検査を省略します。ただしその場合も、年 1 回の検査を行います。浄水場の出口と入口では、定期的な検査として、村野浄水場では年 18 回(4月、11月~3月は月 1 回、5月~10月は月 2 回)、庭窪浄水場及び三島浄水場では年 12 回検査します。また、定期的な検査に加えて、必要に応じて監視を強化します。

*9 浄水場の出口と入口では、pH 調整が適切、正確に行われていることを手分析で検証するため、頻度を高めて毎日とします。

*10 浄水場の出口と入口では、水道水の安全性が浄水処理により確保されていることを検証するため、頻度を高めて毎日とします。ただし、原水は河川水中の細菌で汚染されていることから、味の検査は行っていません。

*11 浄水場の出口と入口では、凝集剤やオゾンの注入が適切、正確に行われていることを手分析で検証するため、頻度を高めて毎日とします。

*12 土日祝日を除き、毎日測定します。ただし、4 日以上以上の連休の場合は、水質監視のために必ず 4 日以内に 1 回検査します。

別表 3-2 水質検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）

番号	項目	水質管理 目標値 (mg/L)	検査頻度(回/年)			
			送水系		浄水場	
			水質基準 適合判定 地点	水質定期 監視地点	出口 (浄水)	入口 (原水)
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	4		4	4
目 02	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	4		4	4
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	4		4	4
目 04	削除	削除				
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	4		4	4
目 06	削除	削除				
目 07	削除	削除				
目 08	トルエン	0.4 以下	4		4	4
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	4		4	4
目 10	亜塩素酸*1	0.6 以下				
目 11	削除	削除				
目 12	二酸化塩素*1	0.6 以下				
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	4		4	4
目 14	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	4		4	4
目 15	農薬類	1 以下*2	4*3		4	4
目 16	残留塩素	1 以下	12	12	毎日	
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	4		4	4
目 18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	12		12	12
目 19	遊離炭酸	20 以下	4		4	
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	4		4	4
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	4		4	4
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下			毎週	毎週
目 23	臭気強度(TON)	3 以下	4		12	
目 24	蒸発残留物	30~200	4		4	4
目 25	濁度	1 度以下	12	12	毎日	毎日
目 26	pH 値	7.5 程度	12	12	毎日	毎日
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	4		4	
目 28	従属栄養細菌	2000 集落以下/mL (暫定)	4		4	
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	4		4	4
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	4		12	12
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	4*3		4	4

*1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないので、検査を省略しています。

*2 検出農薬の検出値と目標値の比を算出し、その総和が 1 以下であることを表します。

*3 鳥飼下分岐、枚岡ポンプ場(庭窪系流入)、岬分岐の 3 地点のみ検査を実施します。

別表3-3(a) 水質検査項目及び検査頻度(農薬類 その1)

番号	項目	目標値(mg/L)	検査対象
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)*1	0.05	○
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	○
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	○
4	EPN*2	0.004	○
5	MCPA	0.005	○
6	アシュラム	0.9	○
7	アセフェート	0.006	○
8	アトラジン	0.01	○
9	アニロホス	0.003	○
10	アミラズ	0.006	○
11	アラクロール	0.03	○
12	イソキサチオン*2	0.005	○
13	イソフェンホス*2	0.001	○
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	○
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	○
16	イプフェンカルバジン	0.002	○
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	○
18	イミノクタジン	0.006	○
19	インダノファン	0.009	○
20	エスプロカルブ	0.03	○
21	エトフェンプロックス	0.08	○
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)*3	0.01	○
23	オキサジクロメホン	0.02	○
24	オキシシン銅(有機銅)	0.03	○
25	オリサストロビン*4	0.1	○
26	カズサホス	0.0006	○
27	カフェンストロール	0.008	○
28	カルタップ*5	0.08	○
29	カルバリル(NAC)	0.02	○
30	カルボフラン	0.0003	○
31	キノクラミン(ACN)	0.005	○
32	キャプタン	0.3	○
33	クミルロン	0.03	○
34	グリホサート*6	2	○
35	グルホシネート	0.02	○
36	クロメプロップ	0.02	○
37	クロルニトロフェン(CNP)*7	0.0001	○
38	クロルピリホス*2	0.003	○
39	クロタロニル(TPN)	0.05	○
40	シアナジン	0.001	○
41	シアノホス(CYAP)	0.003	○
42	ジウロン(DCMU)	0.02	○
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	○
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	○
45	ジクワット	0.01	○
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	○
47	ジチオカルバメート系農薬*8	0.005 (二硫化炭素として)	○
48	ジチオピル	0.009	○
49	シハロホップブチル	0.006	○
50	シマジン(CAT)	0.003	○
51	ジメタメトリン	0.02	○

別表3-3(b) 水質検査項目及び検査頻度(農薬類 その2)

番号	項目	目標値(mg/L)	検査対象
52	ジメトエート	0.05	○
53	シメトリン	0.03	○
54	ダイアジノン*2	0.003	○
55	ダイムロン	0.8	○
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート*9	0.01 (メチルイソチオシア ネートとして)	○
57	チアジニル	0.1	○
58	チウラム	0.02	○
59	チオジカルブ	0.08	○
60	チオフアネートメチル	0.3	○
61	チオベンカルブ	0.02	○
62	テフリルトリオン	0.002	○
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	○
64	トリクロピル	0.006	○
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	○
66	トリシクラゾール	0.1	○
67	トリフルラリン	0.06	○
68	ナプロバミド	0.03	○
69	パラコート	0.005	○
70	ピペロホス	0.0009	○
71	ピラクロニル	0.01	○
72	ピラゾキシフェン	0.004	○
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	○
74	ピリダフェンチオン	0.002	○
75	ピリブチカルブ	0.02	○
76	ピロキロン	0.05	○
77	フィプロニル	0.0005	○
78	フェニトロチオン(MEP)*2	0.01	○
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	○
80	フェリムゾン	0.05	○
81	フェンチオン(MPP)*10	0.006	○
82	フェントエート(PAP)	0.007	○
83	フェントラザミド	0.01	○
84	フサライド	0.1	○
85	ブタクロール	0.03	○
86	ブタミホス*2	0.02	○
87	ブプロフェジン	0.02	○
88	フルアジナム	0.03	○
89	プレチラクロール	0.05	○
90	プロシミドン	0.09	○
91	プロチオホス*2	0.007	○
92	プロピコナゾール	0.05	○
93	プロピザミド	0.05	○
94	プロベナゾール	0.03	○
95	プロモブチド	0.1	○
96	ベノミル*11	0.02	○
97	ベンシクロン	0.1	○
98	ベンズピシクロン	0.09	○
99	ベンズフェナップ	0.005	○
100	ベнтаゾン	0.2	○
101	ベンディメタリン	0.3	○

別表3-3(c) 水質検査項目及び検査頻度(農薬類 その3)

番号	項目	目標値(mg/L)	検査対象
102	ベンフラカルブ	0.02	○
103	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01	○
104	ベンフレゼート	0.07	○
105	ホスチアゼート	0.005	○
106	マラチオン(マラソン)*2	0.7	○
107	メコプロップ(MCPP)	0.05	○
108	メソミル	0.03	○
109	メタラキシル	0.2	○
110	メチダチオン(DMTP)*2	0.004	○
111	メミノストロビン	0.04	○
112	メトリブジン	0.03	○
113	メフェナセツト	0.02	○
114	メプロニル	0.1	○
115	モリネート	0.005	○

○ 検査を実施する項目(115項目)

- *1 1,3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出
- *2 EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン(マラソン)及びメチダチオン(DMTP)の濃度は、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- *3 エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- *4 オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- *5 カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出
- *6 グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- *7 クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- *8 ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出
- *9 ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定し、合計して算出
- *10 フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- *11 ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出

別表 3-4 水質検査項目及び検査頻度（要検討項目）

番号	要検討項目	水質管理 目標値*1 (mg/L)	検査頻度(回/年)	
			送水系*2	浄水場 入口(原水) 出口(浄水)
検 01	銀及びその化合物	—		
検 02	バリウム及びその化合物	0.7		
検 03	ビスマス及びその化合物	—		
検 04	モリブデン及びその化合物	0.07	2	2
検 05	アクリルアミド	0.0005		
検 06	アクリル酸	—		
検 07	17-β-エストラジオール	0.00008 (暫定値)		
検 08	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)		
検 09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		
検 10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)		
検 11	塩化ビニル	0.002	2	2
検 12	酢酸ビニル	—		
検 13	2,4-トルエンジアミン	—		
検 14	2,6-トルエンジアミン	—		
検 15	N,N-ジメチルアニリン	—		
検 16	スチレン	0.02	2	2
検 17	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L (暫定値)		1(外部委託)
検 18	トリエチレンテトラミン	—		
検 19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)	2	2
検 20	ビスフェノール A	0.1 (暫定値)	2	2
検 21	ヒドラジン	—		
検 22	1,2-ブタジエン	—		
検 23	1,3-ブタジエン	—		
検 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	2	2
検 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	2	2
検 26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)		
検 27	有機すず化合物	0.0006 (TBTO*3)(暫定値)		
検 28	ブロモクロロ酢酸	—	2	2
検 29	ブロモジクロロ酢酸	—	2	2
検 30	ジブロモクロロ酢酸	—	2	2
検 31	ブロモ酢酸	—	2	2
検 32	ジブロモ酢酸	—	2	2
検 33	トリブロモ酢酸	—	2	2
検 34	トリクロロアセトニトリル	—	2	2
検 35	ブロモクロロアセトニトリル	—	2	2
検 36	ジブロモアセトニトリル	0.06	2	2
検 37	アセトアルデヒド	—	2	2
検 38	MX	0.001		
検 39	削除	—		
検 40	キシレン	0.4		
検 41	過塩素酸	0.025		
検 42	削除	—		
検 43	削除	—		
検 44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	2	2
検 45	アニリン	0.02		
検 46	キノリン	0.0001		
検 47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02		
検 48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2		
検 49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	2	2

*1 目標値欄の「—」は評価値がないことを示します。

*2 水質基準適合判定地点のうち3地点（鳥飼下分岐、枚岡ポンプ場(庭窪系流入)、岬分岐）を測定対象地点とします。

*3 有機すず化合物の評価値は、トリブチルスズオキシサイド（TBTO）としての目標値です。

別表 3-5 水質検査項目及び検査頻度（一般項目）

項目	検査頻度(回/年)		
	送水系	浄水場 出口(浄水)	浄水場 入口(原水)
気温	12	毎日	
水温	12	毎日	毎日
遊離残留塩素	12	毎日	
電気伝導率		12	12
総アルカリ度	4 ^{*1}	4	毎日
総酸度	4 ^{*1}	4	
溶存酸素			4
酸素飽和百分率			4
生物化学的酸素要求量(BOD)			4
溶存有機炭素(DOC)			12
紫外線吸光度(260nm) ^{*2}		毎週	毎週
臭化物イオン			12
アンモニア態窒素			毎週
硝酸態窒素		12	12
溶存マンガン			毎日 ^{*3}
クロム		4	4
塩素要求量			毎週
総トリハロメタン生成能		12	12
生物 ^{*4}		12	12
ピコプランクトン ^{*5}			7 ^{*6}
クリプトスポリジウム等 ^{*7}			4
放射性物質		2 ^{*8}	2 ^{*8}
嫌気性芽胞菌			4

*1 水質基準適合判定地点のみ検査します。

*2 セル長 50mm で検査します。

*3 庭窪、三島浄水場は毎週の検査です。

*4 浄水処理過程において、主に障害（着臭・着色、浄水処理工程での凝集阻害、ろ過閉塞及び砂ろ過池からの漏出等）となる生物を検査します。

*5 砂ろ過水の濁度上昇の原因となる 0.2~2 μ m の微小なプランクトンを検査します。

*6 4~10月の期間、月1回の頻度で村野浄水場のみ検査します。

*7 クリプトスポリジウム等はジアルジアを含みます。

*8 全 β 放射能を村野浄水場のみ検査します。

別表4 浄水場の連続自動監視水質計器

浄水場入口（原水）	浄水処理過程	浄水場出口（浄水）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度計 ・ pH 計 ・ アルカリ度計 ・ 塩素要求量計 ・ 電気伝導率計 ・ 水温計 ・ ゆうきセンサー（連続ガスクロマトグラフ計） ・ コイセンサー ・ メダカを用いた原水水質監視装置 ・ 油膜検知器 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度計 ・ 色度計 ・ pH 計 ・ 塩素要求量計 ・ 溶存オゾン計 ・ 残留塩素計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度計 ・ 色度計 ・ pH 計 ・ 電気伝導率計 ・ 残留塩素計 ・ 水温計

別表6-1 水源の水質検査項目及び検査頻度（水質基準項目）

番号	項目	分類	検査頻度(回/年)*1		
			琵琶湖	淀川本川	淀川支川
基01	一般細菌	病原生物	12	12	6
基02	大腸菌		12	12	6
基03	カドミウム及びその化合物	金属		6	6
基04	水銀及びその化合物			6	6
基05	セレン及びその化合物			6	6
基06	鉛及びその化合物			6	6
基07	ヒ素及びその化合物			6	6
基08	六価クロム化合物			6	6
基09	亜硝酸態窒素		無機物質	12	12
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン			6	6
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12		12	6
基12	フッ素及びその化合物	金属		6	6
基13	ホウ素及びその化合物			6	6
基14	四塩化炭素			6	6
基15	1,4-ジオキサン			6	6
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			6	6
基17	ジクロロメタン			6	6
基18	テトラクロロエチレン			6	6
基19	トリクロロエチレン			6	6
基20	ベンゼン			6	6
基21	塩素酸		消毒副生成物		
基22	クロロ酢酸				
基23	クロロホルム				
基24	ジクロロ酢酸				
基25	ジブロモクロロメタン				
基26	臭素酸				
基27	総トリハロメタン				
基28	トリクロロ酢酸				
基29	ブロモジクロロメタン				
基30	ブロモホルム				
基31	ホルムアルデヒド	金属			
基32	亜鉛及びその化合物			6	6
基33	アルミニウム及びその化合物				
基34	鉄及びその化合物			6	6
基35	銅及びその化合物		6	6	
基36	ナトリウム及びその化合物	味覚			
基37	マンガン及びその化合物	色		6	6
基38	塩化物イオン	味覚	12	12	6
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				
基40	蒸発残留物				
基41	陰イオン界面活性剤	発泡		6	6
基42	ジェオスミン	かび臭物質	6*2	12	
基43	2-メチルイソボルネオール		6*2	12	
基44	非イオン界面活性剤	発泡		6	6
基45	フェノール類	におい		6	6*3
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味覚	12	12	6
基47	pH値	基礎的性状	12	12	6
基48	味				
基49	臭気		12	12	6
基50	色度		12	12	6
基51	濁度		12	12	6

*1 淀川水質協議会の水源水質調査による検査頻度です。

*2 淀川水質協議会の水源水質調査において、必要に応じて追加の検査を実施します。

*3 枚方大橋左右岸、鳥飼大橋左右岸のいずれかで0.0005mg/L以上検出された場合のみ、検査を行います。

別表6-2 水源の水質検査項目及び検査頻度（水質管理目標設定項目）

番号	項目	検査頻度(回/年)*1		
		琵琶湖	淀川本川	淀川支川
目 01	アンチモン及びその化合物		6	6*2
目 02	ウラン及びその化合物		6	6
目 03	ニッケル及びその化合物		6	6
目 04	削除			
目 05	1,2-ジクロロエタン		6	6*2
目 06	削除			
目 07	削除			
目 08	トルエン		6	6*2
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		6	
目 10	亜塩素酸			
目 11	削除			
目 12	二酸化塩素			
目 13	ジクロロアセトニトリル			
目 14	抱水クロラール			
目 15	農薬類		6	3
目 16	残留塩素			
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
目 18	マンガン及びその化合物			
目 19	遊離炭酸			
目 20	1,1,1-トリクロロエタン		6	6*2
目 21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)		6	6
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	12	12	6
目 23	臭気強度(TON)			
目 24	蒸発残留物			
目 25	濁度	12	12	6
目 26	pH 値	12	12	6
目 27	腐食性(ランゲリア指数)			
目 28	従属栄養細菌			
目 29	1,1-ジクロロエチレン		6	6*2
目 30	アルミニウム及びその化合物			
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		6	2

*1 淀川水質協議会の水源水質調査による検査頻度です。

*2 枚方大橋左右岸、鳥飼大橋左右岸のいずれかで水質管理目標値の1/10以上検出された場合のみ、検査を行います。

別表 6-3 水源の水質検査項目及び検査頻度（一般項目）

項目	検査頻度(回/年)*1		
	琵琶湖	淀川本川	淀川支川
気温	12	12	6
水温	12	12	6
電気伝導率	12	12	6
浮遊物質	12	12	6
溶存酸素	12	12	6
生物化学的酸素要求量(BOD)	12	12	6
溶存有機炭素(DOC)	12	12	6
紫外線吸光度(260nm)*2	12	12	6
蛍光強度		12	6
臭化物イオン		12	6
アンモニア態窒素	12	12	6
硝酸態窒素	12	12	6
総窒素	12	12	6
リン酸イオン	12		
総リン	12		
クロム		6	6
総トリハロメタン生成能		6	
生物*3	12		
ピコプランクトン*4	12*5		
クロロフィルa*6	12		
放射性物質		4*7	

*1 淀川水質協議会の水源水質調査による検査頻度です。

*2 セル長 10mm で検査します。

*3 浄水処理過程において、主に障害（着臭・着色、浄水処理工程での凝集阻害、ろ過閉塞及び砂ろ過池からの漏出等）となる生物を検査します。

*4 砂ろ過水の濁度上昇の原因となる 0.2~2 μ m の微小なプランクトンを検査します。

*5 瀬田川のみ検査します。

*6 植物プランクトン等に含まれる葉緑素系色素のひとつで、藻類量の目安となります。

*7 放射性核種（セシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131）を検査します。